

自主避難所（及び短期避難）の開設・運営・閉鎖の概要

1. 運営の基本方針
2. 自主避難所の開設
3. 自主避難所の運営
4. 自主避難所の閉鎖

ここでは、台風などの自主避難所や短期の指定避難所の開設・運営・閉鎖までの概要を整理しています。地震や河川氾濫など大規模災害による長期の避難所運営については、P 8 から別途整理していますので、自主避難所や短期の指定避難所の開設・運営・閉鎖はこちらを参考にして下さい。

1. 運営の基本方針

避難所運営は地域住民の力が必要

- 避難所の迅速な開設、円滑な運営には「自主防災組織」や「地域役員」、「避難者」といった地域住民の力が必要です。



様々な立場の方に配慮した避難所づくり

- 要援護者が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。
- 男女双方の視点を踏まえ、個人のプライバシーを重視するなどの配慮が必要です。

ポイント

- 久留米市では、台風による被害や大雨による浸水・土砂災害の発生など住民への危険が予測される場合は、早期に自主避難所を開設しています。
- 災害時要援護者の方など避難に時間がかかる方へは、早めの避難を呼びかけています。

※要援護者とは、高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦や外国人等の防災施策において特に配慮を要する人

自主避難所（及び短期避難）の開設・運営・閉鎖の主な役割分担

	協働	地域	行政
施設の開門・解錠	○		
設備・物資確認	○		
物資の配給（必要時）	○		
本部への連絡（開設・定時・閉鎖等）			○
避難者への対応	○		
清掃・片付け	○		
ゴミの処分		○	
施設の施錠・閉門	○		
様式の作成	○		
様式の取りまとめ			○

2. 自主避難所の開設

ア 避難所施設を開門・解錠します

○施設の開門・解錠は、原則、市職員または施設の管理者が行います。
(P24 参照)

○必要な場合には、事前に市職員と鍵の受け渡しを行います。
※現実的には、市からの開設の連絡を受けて、校区の自主防災で開けている場合が多いです。

イ 使用部屋・場所を確保します

- 『避難所レイアウト図』を参考に必要な空間を確保します。
- 使用禁止する部屋・場所には「使用禁止」の貼り紙をするなど、避難者が入らないようにします。

ウ 設備や物資等を確認します

- 避難所運営に必要な物資は、避難所セットの備蓄品等を活用します。
- 備蓄品の保管場所を確認します。
 - ※前回の避難所開設時に使用した物資等の補充が間に合っていない等、不足がある場合は、**様式 1 1『食料・物資要請票』**により市へ要請します

ポイント

- 自主避難の場合、毛布・水・食料等は避難者による持ち込みとします。

エ 避難所の受付を設置します

- 入口付近に受付を設置し、筆記用具や必要書類などを用意します。
- 『避難所レイアウト図』を準備し、居住スペースや福祉スペースなどを周知します。

ポイント

- 自主避難所開設時に作成する様式
 - ①**様式 2 避難者名簿** ※避難者来所の場合
 - ②**様式 3 避難所受付簿** ※避難者来所の場合
 - ③**様式 1 0 空調使用記録簿** ※空調使用の場合
 - ④**様式 1 1 食料・物資要請票** ※物資要請の場合
 - ⑤**様式 1 2 食料・物資管理記録** ※物資使用の場合

オ 開設報告を行います

- 避難所の受入準備ができたなら市へ開設の報告を行います。
※市職員は、市担当部署とのメールによる連絡体制ができています。
自主避難所から市への報告は、原則市職員が行います。

3. 自主避難所の運営

ア 避難者を避難所に受け入れます

- 受付で、避難者に**様式2『避難者名簿』**を渡し、内容の記入を求めます。
(P27 参照)
- 従事者は、避難者名簿をもとに**様式3『避難者受付簿』**を作成します。
- 避難所の部屋や設備の利用可否など、避難所生活ルールを説明します。
※主なルールなど、貼り紙もします。

イ 避難者状況等を報告します

- 市職員が、指定された時刻に避難者の状況報告を行います。
- 一般の避難所内での避難が難しい人の受入れなど、避難所での判断が難しい場合は、市に連絡して判断を求めます。

ポイント

- 自主避難所は、災害発生前の段階で、高齢者等が早目に避難開始することを目的に開設します。

ウ 避難所を運営します

- 避難者を居住スペースに誘導します。
- 全ての避難者が快適な避難所生活を送れるように配慮します。
- 外出・退去者は受付簿に必ずその旨記入していただきます。

ポイント

- コイン式空調を使用する場合は、従事者が一旦使用料を立て替え、後日、**様式 10『空調使用記録簿』**により市へ請求します。
- コイン式でない空調を使用した場合は、後日、施設管理者の請求書により市が支払いをします。

4. 自主避難所の閉鎖

ア 避難者に閉鎖の案内をします

- 市から避難所の閉鎖時間の連絡がきたら、避難所内の避難者に対し閉鎖時間や帰宅の準備を伝えます。

ポイント

- 市から指示があるまでは避難所は閉鎖しません。
- ※気象状況、避難者の状況、被害の状況などを総合的に判断して自主避難所の閉鎖時間を決定します。

イ 避難所を片付けます

- 使用した部屋や設備などは、元どおり片付けます。
- 避難所で発生したゴミは、避難所セットの中にある久留米市ゴミ袋を使用して廃棄します。
- 配備された備蓄品を使用した場合は、**様式 1 2『食料・物資管理記録』**を作成します。
- 避難者が退去したら、**様式 2『避難者名簿』**に退去日を記入します。

ウ 避難所を施錠します

- 避難者が退出したら、速やかに避難所を閉鎖し施錠します。
- 避難所運営で作成した書類は派遣された市職員に持ち帰らせます。